

プロジェクト 基本財務諸表

項目 IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対する営業損益の
小計の代替案の検討**本資料の目的**

1. IASB は、2019 年 12 月に公開草案「全般的な表示及び開示」（コメント期限は 2020 年 9 月 30 日。以下「公開草案」という。）を公表した。IASB は、公開草案で新たに 3 つの新しい小計¹を純損益計算書において表示することを提案したうえで、新しい小計の 1 つである営業損益について、純損益に含めたすべての収益及び費用のうち、他の区分に分類されないものを分類するという、残余区分とすることを提案している。
2. ASBJ 事務局は、本公開草案に対するコメントレーターにおいて、本資料の第 1 項に記載した本公開草案の 3 つの新しい小計の表示すること及び営業損益を残余区分とする提案に反対することを検討している。加えて ASBJ 事務局は、コメントレーターにおいて営業損益の定義及び含まれる項目並びに純損益計算書に表示する小計についての代替案を提案することを検討している。
3. 本資料は、前項の純損益計算書に含めるべき小計の代替案を検討し、ご意見を頂くことを目的としている。

本検討の経緯及び背景

4. 前述の通り、IASB は、公開草案において、純損益計算書に新たに 3 つの新しい小計を表示することを提案している。しかし、我々は次のように考えるため、公開草案の 3 つの新しい小計の表示を要求する提案に反対する方向で検討している²。

(1) IASB によれば、公開草案の 3 つの追加的な小計を要求するという提案は、現在の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では具体的な小計の要求事項がないことから同じ業界の企業間でさえも小計の表示及び計算の不統一が生じており、当該不統一のために財務諸表利用者は、提供される情報を理解し企業間で情報を比較

¹ IASB の提案している 3 つの新しい小計は次のとおりである。

- ・営業損益
- ・営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用
- ・財務及び法人所得税前純損益

² 本項の記載は審議事項 (1)-3 「ASBJ からのコメントレーター案（総論）」と同様のものである。

することが困難になっているという問題意識に対処するために、比較可能性の改善を目指したものであるとのことである。

- (2) この IASB の案について、我々は、企業ごとの特有の状況を見捨てる画一的なものとなること、及び基準で定義された小計が常に企業の実態を最もよく表すものであると誤解される恐れがあることを懸念している。
5. また、前述の通り、IASB は、公開草案において、新しい小計の 1 つである営業損益について、デフォルト又は残余の区分として定義することを提案している。これは、営業損益に含まれない項目を適切に定義し、これらの項目を営業損益から除外することにより、結果として主要な事業活動に関連するすべての収益及び費用が営業損益に含まれるという見解によるものである。加えて IASB は、このように営業損益を定義することによって、直接的に定義するよりも簡素なかたちで営業損益を定義することが可能となり、また、企業の適用も容易なものになると説明している。
6. 我が国で IFRS を任意適用している企業のほとんどが、現状、「営業損益」又は「事業損益」を小計として表示していること及び我が国の投資家など財務諸表利用者が、純損益計算書において「営業損益」を小計として表示することは有用であると指摘していることを考慮すると、このような小計を表示することは、当該小計を適切に定義することができれば、財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性があると考えられる。
7. しかし、我々は次のように考えるため、新しい小計の 1 つである営業損益について、他の区分に分類されなかった残余として定義する提案に反対する方向で検討している³。
- 公開草案の提案のように、営業損益を残余として定義する場合、営業損益に含まれる項目に共通する性質は、他の各項目の定義を満たさないということにすぎず、営業損益に積極的な意義を見出すことが困難である。作成者や利用者が営業損益の有用性を認めているのは、当該小計に積極的な意義があると考えているからであり、会計基準において当該小計の表示を要求するのであれば、営業損益は直接的に定義すべきである。
8. なお、ASBJ は 2017 年 3 月に公表された IASB のディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」に対して、営業利益の表示に関して次のコメントを行っている。
- (1) IASB は、財務業績計算書に新たな業績指標を設けることを検討しているが、ま

³ 本項の記載は審議事項(1)-3「ASBJ からのコメントレター案（総論）」と同様のものである。

ずは当該業績指標を表示する目的を明確にすべきである。我々は、IASB が、将来キャッシュ・フローの見通しの評価のための有用な出発点として、「営業活動から生じた持続可能な利益」を示す業績指標の表示を優先的に検討すべきであると考えている。

(2) 我々は、この「営業活動から生じた持続可能な利益」の考え方と整合的な、通例でない収益及び費用又は発生が頻度が低い項目のような損益を除外した営業利益の有用性について、強い支持があることを認識している。特に、利用者からは、財務諸表分析の出発点として、この業績指標について強いニーズが寄せられていることを認識している。

9. 以下において、目的を明確にした営業損益の小計の定義と「通例でない収益及び費用」の純損益計算書における取扱いに関する ASBJ 事務局の代替案を検討する。

事務局提案の要旨

10. 本資料における ASBJ 事務局の提案の要約は次のとおりである。

11. ASBJ 事務局は、IASB に提出する公開草案において提案する予定の営業損益の代替案について、次の2つを提案する。

(1) 営業損益を表示する目的を「複数の資源等を組み合わせることにより追加的な (incremental) リターンを得ることを意図して企業が行う活動からどれだけリターンを生み出したのかを示すこと。」とした上で、定義について、公開草案が提案するように残余とするのではなく、「営業損益とは、企業が、自らの資源等を組み合わせることにより追加的なリターンを生み出すことを意図して保有している資産及び負債から生じる損益をいう。」を提案する。

(2) 「通例でない収益及び費用」が(1)の定義を満たす場合、当該「通例でない収益及び費用」を営業損益に含めて表示することを提案する。「通例でない収益及び費用」の項目を除く、持続可能な利益を示すことを目的とした小計の表示は一律に要求することはしないことを提案する。

公開草案の提案に対する代替案の検討

(営業損益の小計の定義の代替案)

12. 現在、ASBJ 事務局は、区分表示を要求する営業損益の目的及び小計について、以下

の代替案を検討している⁴。

代替案 1: 営業損益を表示する目的を、「企業の主要な営業活動からどれだけのリターンを生み出したのかを示すこと。」とした上で、定義について、「営業損益とは、企業が主要な営業活動であると識別した活動から生じた損益をいう。」を基礎とする。

代替案 2: 営業損益を表示する目的を「複数の資源等を組み合わせることにより追加的な (incremental) リターンを得ることを意図して企業が行う活動からどれだけリターンを生み出したのかを示すこと。」とした上で、定義について、「営業損益とは、企業が、自らの資源等を組み合わせることにより追加的なリターンを生み出すことを意図して保有している資産及び負債から生じた損益をいう。」を基礎とする。

(代替案 1 及び 2 の検討)

代替案 1

13. 代替案 1 では、営業損益を表示する目的は次のようになる。

企業の主要な営業活動からどれだけのリターンを生み出したのかを示すこと。

14. 前項の目的に沿って、代替案 1 では、営業損益の定義は次のようになる。

営業損益とは、企業が主要な営業活動であると識別した活動から生じた損益をいう。

15. 本資料の第 14 項の定義は、営業損益を「主要な営業活動であると識別した活動から生じた損益」と定義したうえで、具体的にどのような収益及び費用が営業損益に含まれるかは、いわゆるマネジメント・アプローチにより企業の判断に委ねるものである。日本基準の実務も、概ねこの考え方に沿っていると考えられる。

16. 本資料の第 14 項により営業損益を定義づける場合には、営業損益に含まれる収益については、企業が自らの活動に照らして営業活動と判断した活動から生じる収益が含まれることとなる。そのため、企業が自らの営業活動及び営業損益をどのように考え、どのような収益及び費用を営業損益の計算に含めているのかに関する考え方を十分に開示により示す必要がある。なお、定義案の営業損益には、通常、IFRS 第 15 号で定義されている狭義の収益 (revenue) が含まれ、IFRS 第 15 号で適用範囲外とされたリース契約、保険契約、金融商品及び他の契約上の権利又は義務から

⁴ 本資料の後半において議論している「通例でない収益及び費用」の考え方によって、これらの定義は変更される可能性がある。

生じた収益 (revenue) も含まれるものと考えられる。

17. また、いわゆる売上原価、販売費及び一般管理費等の費用の中で、研究開発費等が定義案の「収益及び費用」に含まれるかどうかは、企業の判断に委ねられることになる。加えて、本資料の第 14 項の定義からは、一般管理費や全社的な資産から発生する収益及び費用をどのように取り扱うのかが明確でない可能性があると考えられる。そのため、これについても前項と同じく企業が自らの営業活動及び営業利益をどのように考え、どのような収益及び費用を営業利益計算に含めているのかに関する考え方を十分な開示により示していくことが必要となる。また、その考え方を変更した場合にも十分な開示が必要となる。
18. 純利益の小計を定義するにあたってのアプローチは、過去にも国際的に議論されてきた。例えば、1998 年に G4+1⁵から公表された Special Report⁶では、それまでに純利益を二分するキーワードとして 29 通りの表現⁷が検討されたことを紹介し、それらに共通する傾向が強い要素として次の要素があることを指摘した。
 - (1) 実現損益と未実現損益
 - (2) 相対的に予測価値が高いものと低いもの
 - (3) 収益及び費用をもたらす活動の種類 (機能)
19. 代替案 1 における「主要な営業活動」に着目するアプローチは、前項(3)にある程度対処することになるものの、(1)と(2)には対処しない。また、主要な営業活動の範囲の決定には企業の主観が入るため、比較可能な小計とならないという理由で会計基準設定主体による支持が低い。
20. また、公開草案は、3つの小計の表示を強制し、比較可能性を担保した上で、経営者業績指標 (MPM) の開示を認め、柔軟性を持たせるというアプローチを採っている。代替案 1 は要求される小計に柔軟性を持たせるアプローチであり、MPM のあり方を見直す必要性が生じる可能性がある。

⁵ 米国 FASB、カナダ AcSB、英国 ASB、オーストラリア AASB 及びニュージーランド FRSB の各会計基準設定主体に IASC を加えたグループ。

⁶ Special Report “Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions”, L. Todd Johnson and Andrew Lennard, January 1998.

⁷ 「営業 (operating)・営業外 (non-operating)」、「コア (core)・コア以外 (non-core)」、「中心的 (central)・付随的 (peripheral)」、「交換取引 (exchange transactions)・その他の事象 (other event)」等が含まれる。

代替案2

21. 代替案2では、営業損益を表示する目的は次のようになる。

複数の資源等を組み合わせることにより追加的な（incremental）リターンを得ることを意図して企業が行う活動からどれだけリターンを生み出したのかを示すこと。

22. 企業の利益には、期間中の資産や負債の価値の変動によって生じたものもあれば、企業が複数の資源等を組み合わせることによって生み出したものもある。企業の業績を評価するという観点からは、企業の努力によって大きく左右される部分と、企業の努力にかかわらず生じる部分に分けたうえで、特に企業の努力によって大きく左右される部分に関する情報を小計として表示することが利用者にとって有用であると考えるのが代替案2である。

23. また、企業の努力によって大きく左右される利益と、企業の努力にかかわらず生じる利益の区分は、将来キャッシュ・フローを予測するうえでも有用であると考えられる。具体的には次のように考えられる。

(1) 企業の努力によって大きく左右される利益については、企業に固有のキャッシュ・フローを予測し、企業に固有の価値（いわゆる使用価値）を算定することになる。

(2) 企業の努力にかかわらず生じる利益については、企業に固有の追加的なキャッシュ・フローが生じないため、市場参加者の視点でキャッシュ・フローを予測し、市場参加者にとっての価値（いわゆる公正価値）を算定することになる。

24. 本資料の第21項の目的に沿って、代替案2では、営業損益の定義は次のようになる。

営業損益とは、企業が、自らの資源等を組み合わせることにより追加的なリターンを生み出すことを意図して保有している資産及び負債から生じた損益をいう。

25. なお、代替案2を補足するガイダンスとして、以下を想定している。

(1) 「(企業) 自らの資源等」は、会計上認識されている資産に限定されず、ノウハウ等、会計上認識されていない無形資産等も含まれる。

(2) 「自らの資源を組み合わせることにより利益を生み出すことを意図して保有して

いる負債」には、IAS 第7号における「財務活動から生じた負債⁸」は含まれない。他の資源等と組み合わせることにより追加的な (incremental) リターンを生み出すことを意図して保有していないためである。一方、いわゆる運転資本に含まれる負債や退職給付債務から生じる損益は営業損益に含まれる⁹。

26. 前述の定義案とそれを補足するガイダンスは、我が国における金融投資と事業投資の考え方と共通する部分があると考えられる。すなわち、企業の努力によって大きく左右される利益は、事業投資から生じる利益と親和性が高く、企業の努力にかかわらず生じる利益については、金融投資から生じる利益と親和性が高いと考えられる。

27. 金融投資と事業投資という表現は、我が国固有のものであるが、考え方そのものは必ずしも我が国独自のものではない。例えば、米国基準にも交換資産と使用資産という類似する考え方があるとの指摘がある¹⁰：

(1) 交換資産 (in-exchange assets) : それ単独 (standalone basis) で市場参加者に最大の価値を提供する資産

(2) 使用資産 (in-use assets) : 主として他の資産と組み合わせてグループとして使用することを通じて市場参加者に最大の価値を提供する資産

28. 我が国における金融投資と事業投資の考え方は、これまでの国際的な意見発信によっても十分に理解が得られているとはいえず、特に負債に対してこの考え方を適用する場合について理解が困難であると指摘されているところである。そこで、上記の定義においては以下の工夫を行っている。

(1) 公開草案の「投資」の定義¹¹を生かす。

(2) 負債側について補足する。具体的には、財務活動から生じた負債は含まれない

⁸ IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」第6項では、財務活動を「当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動をいう。」としている。

⁹ この結果、公開草案の質問6（財務及び法人所得税前純損益）で問われている、公開草案第49項の財務区分に関するコメントとして、その他の負債に係る利息収益及び利息費用（IAS 第19号「従業員給付」を適用した、確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用（収益）純額、負債に係る割引の振戻しなどが財務区分に分類される公開草案の提案については反対することとなる。

¹⁰ Botosan, C. A. and A. A. Huffman. 2015. Decision-Useful Asset Measurement from a Business Valuation Perspective. *Accounting Horizons* 29(4): 757-776.

¹¹ 公開草案では、投資から生じる収益及び費用について「個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産から生じる収益及び費用（現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を除く）」と定義しており、代替案2の営業損益の定義はこれを裏返したものとなっている。

ことを明示する。

29. 代替案 2 を本資料の第 18 項の要素に照らして分析してみると、未実現損益は営業損益に含まれないため、(1)に対処している。また、企業の努力によって大きく左右される利益については、企業に固有の価値を生み出すためマルチプルが高くなり、相対的に予測価値が高くなるのに対し、企業の努力にかかわらず生じる利益については、マルチプルが 1 であり、相対的に予測価値が低くなるため、(2)に対処している。さらに、いわゆる投資活動・財務活動から生じる利益は企業の努力にかかわらず生じるものであるため、(3)にも対処している。したがって、代替案 2 は、会計基準設定主体により支持される可能性が相対的に高いと考えられる。
30. 代替案 2 の下では、資産の保有意図に関して企業の裁量が働く余地はあるものの、資産の保有意図と、当該資産からどのような形で将来キャッシュ・フローが生み出されるのかは連動するため、有用な情報を提供することになると考えられる。
31. しかし、すべての金融資産が金融投資とはならないということが国際的に伝わっていないのと同様に、次の論点について十分に議論する必要があると考えられる。
 - (1) 金融機関等が行う有価証券等に関するトレーディング業務による収益及び費用が営業損益に含まれるかどうか。
 - (2) いわゆる政策投資株式から生じる収益及び費用が営業損益に含まれるかどうか。
 - (3) 持分法投資損益が営業損益に含まれるかどうか。

代替案 1 及び 2 の比較及び小括

32. 代替案 1 及び 2 にはそれぞれ利点及び考慮すべき点の双方があると考えられる。代替案 1 は、営業損益に含まれる損益の範囲について、幅広く企業の裁量にゆだねており、現行の日本基準の実務と親和性が高いと考えられる。一方、このような裁量の余地の大きいアプローチが過去の国際的な議論において採用されてこなかったこと、また、公開草案が比較可能性を重視して要求する小計を提案していることを考慮した場合、採用される可能性は低いと考えられる。
33. この点、代替案 2 はこれまで明示的に議論されてきた考え方ではないものの、その背景にある考え方は、混合属性モデルにおいて測定方法を定める際に暗黙のうちに考慮されてきたことであると考えられる。また、企業価値の算定においてもこの区分は用いられているものと考えられる。金融投資とはならない金融資産の範囲について、詰めるべき点はあるものの、代替案 1 よりも営業損益を表示する目的が明確になると考えられるがどうか。

34. 以上の議論により、本公開草案に対するコメントレターにおいて IASB に提案する営業損益の代替案としては代替案 2 を提案することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

1. ASBJ 事務局の営業損益を直接的に定義するというコメントレターの方向性についてご意見を頂きたい。
2. 営業損益の定義に関する代替案 1 及び 2 についてご意見を頂きたい。
3. 代替案 2 を営業損益の代替案とするという ASBJ 事務局の提案についてご意見を頂きたい。

〔「通例でない収益及び費用」の純損益計算書における取扱いの検討〕

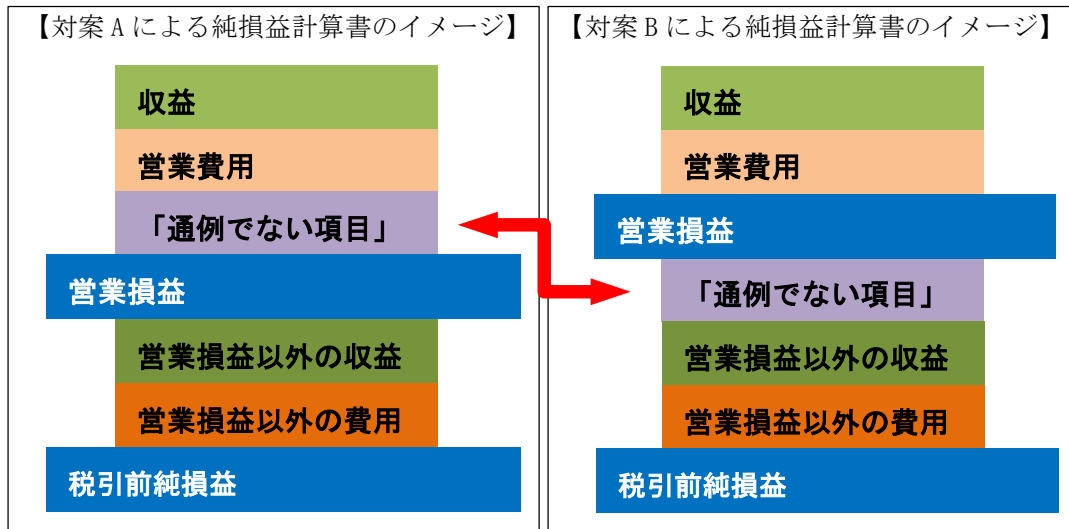
35. ASBJ 事務局は、営業損益の定義及び営業損益に含まれる項目の検討に関連し、本資料の前半で議論した営業損益の定義を満たす項目が同時に「通例でない収益及び費用」でもある場合に当該項目をどのように表示すべきかに関しても検討を行っている。ここで、ASBJ 事務局は、営業損益をどのように区分すべきかに関し検討の焦点をあてているため、本資料の前半で議論した営業損益の定義を満たす項目が同時に「通例でない収益及び費用」でもある場合について分析している。なお、本資料の前半で議論した営業損益の定義を満たさない「通例でない収益及び費用」に含まれる項目は、一般的には特定された限定的な項目¹²であると考えられる。これらの項目は通常、企業が自らの実態に照らして目的適合性があると判断した場合には、営業損益以外の区分において区分して表示されることになると考えられる。
36. ASBJ 事務局は、本資料の前半で議論した営業損益の定義を満たす項目が同時に「通例でない収益及び費用」でもある場合に、当該項目をどのように表示すべきかに関して対案 A 及び対案 B の 2 つの案を検討している。

対案 A: 本資料の前半で議論した営業損益について、「通例でない収益及び費用」とそれ以外に区分するが、「通例でない収益及び費用」を営業損益から除外しない。この時、営業区分の中で「通例でない収益及び費用」控除前の営業利益について、追加の小計を要求するかどうかについては両方の考えが有り得る。

¹² 例えば債務の早期償還に起因する損益などが考えられる。

対案 B: 本資料の前半で議論した営業損益について、「通例でない収益及び費用」とそれ以外に区分し、「通例でない収益及び費用」を営業損益から除外する。結果として、営業損益は、本資料の前半で議論した営業損益から、通例でない収益及び費用を除外したものとして定義される。

37. 前項の対案 A 及び対案 B による純損益計算書のイメージを比較すると、次のようになる。



注) 「通例でない収益及び費用」を「通例でない項目」と表記している。

対案 A の分析

38. 対案 A は本資料の前半で議論した営業損益について、「通例でない収益及び費用」とそれ以外に区分するが、「通例でない収益及び費用」を営業損益から除外せず営業損益の一部として表示するものである。
39. 仮に、「通例でない収益及び費用」を営業損益の内部で区分表示することを要求する場合には、本資料の第 8 項(2)で記載した利用者からのニーズに対応し得るものと考えられる。しかし、「通例でない収益及び費用」はこれまでの会計基準において適切に定義することができておらず、公開草案においても、適切に定義できているとはいえない¹³と考えられる。

¹³ IASB の公開草案第 100 項では、「収益及び費用は、種類及び金額が類似している収益又は費用が将来の数事業年度について生じないであろうと予想することが合理的である場合に、予測価値が限定的である。」としているが、金額が類似していても予測価値は限定的である場合が考えられる。逆に、金額が類似していないからといって、予測価値がないとは限らない場合があるとも考えられる。また、市場性のある金融商品の公正価値の変動については予測価値が限定

40. そのため、本資料の前半で議論した営業損益の定義を満たす「通例でない収及び費用」の項目については、目的適合性があると判断した場合には、当該項目の内容がわかるように区分掲記するものの、営業損益からは除外しないとするのが対案 A の考え方である。
41. なお、対案 A の場合、本資料の前半で議論した営業損益の定義を満たす「通例でない収益及び費用」を除いた持続可能な利益となる小計を要求すべきであるという考え方と、目的適合性があると判断した場合にのみ要求すべきであるという考え方の両方が考えられる。
42. 前者の場合、「通例でない収益及び費用」を適切に定義することが困難であることを考えると、持続可能な利益となる小計の定義も必ずしも頑健なものとはならない可能性がある。
43. 後者の場合、持続可能な利益を表示することを一律に要求しないが、企業がそのような小計を表示することに目的適合性があると判断した場合には当該小計を任意で表示することになると考えられる。持続可能な利益を表す小計を表示しない場合であっても、目的適合性がある企業が判断した「通例でない収益及び費用」の項目が区分して表示されていれば、財務諸表利用者が適宜持続可能な利益を評価することができると考えられる。

対案 B の分析

44. 対案 B は、本資料の前半で議論した営業損益について、「通例でない収益及び費用」とそれ以外に区分し、「通例でない収益及び費用」を営業損益から除外する。したがって、対案 B の場合は対案 A とは異なり、営業利益は、本資料の前半で議論した営業損益から「通例でない収益及び費用」を除外したものとして定義される。
45. 対案 B の営業損益は日本基準における営業損益に類似したものとなる可能性がある。しかし、「通例でない収益及び費用」はこれまでの会計基準において適切に定義することができておらず¹⁴、公開草案においても、適切に定義できているとはいえないと考えられる。さらに、「持続可能な利益」ないし「継続的な評価に資する業績指標」の考え方も企業によって異なり得ると考えられる。

的又は予測価値がないと考えられるが、これが通例でない収益及び費用に該当するとは考えられない。

¹⁴ 日本基準における営業外損益及び特別損益の定義も、必ずしも頑健なものではないと考えられる。

(コメントレター案における ASBJ 事務局の代替案)

46. 以下の議論は、営業損益について代替案 1 及び 2 のいずれを採用した場合でも同じであると考えられる。「通例でない収益及び費用」の表示に関する 2 つの対案のいずれも、利点及び考慮すべき点の双方がある。
47. 対案 A と組み合わせた営業損益は、「通例でない収益及び費用」を含むものとなる。この結果、経常的に発生しないと考えられる項目も含まれることとなる。しかし、目的適合性がある企業が判断した「通例でない収益及び費用」の項目について、当該項目の内容が分かるように区分掲記されていれば、財務諸表利用者が適宜持続可能な利益を評価することができると考えられる。
48. 対案 B を組み合わせた営業損益は、持続可能な利益を表すことを目的にすることになると考えられる。しかし、「通例でない収益及び費用」を適切に定義することが困難であり、持続可能な利益となる小計の定義も必ずしも頑健なものとはならない可能性があることを考えると、対案 A がより現実的な表示であると考えられる。
49. したがって、代替案 2 及び対案 A の組み合わせによる小計を営業利益として表示し、持続可能な利益となる小計の表示は一律に要求することはしないことを、コメントレター案において ASBJ 事務局の代替案として提案することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

「通例でない収益及び費用」の純損益計算書における取扱いに関する ASBJ 事務局の対案について、ご意見を伺いたい。

以 上